

4. (Gno.8) 日独会社法の当面する問題の比較法的研究 (日独比較企業法研究会)

代表：小宮 靖毅

1985 年度 (開始)

【研究の目的】

会社法・企業法は他の法領域に比べて改変の激しい分野である。その様な法や判例の動きはそれぞれの国の経済社会の状況を反映するものであるが、同じような経済社会の構造を有する国々の間では、相互にその立法や判例が影響を及ぼし合うことが少なくない。そのような意味においてドイツ会社法・企業法の動向をさぐり、その問題点を把握することは、わが国の会社法・企業法を研究し、立法や裁判への提言を試みるのに不可欠な課題と考えられる。本研究の目的もまたここにある。

【研究活動及び成果】

総括

年度末に研究会を開催し、新たに迎えた山田結稀氏、および、所員小宮靖毅が報告を行った。このときの小宮報告の一部は、『法学教室』536号(2025年4月)63頁において発表されている。

口頭発表

2025年3月15日(土) 14:00-17:00 (オンライン)

報告1 ~15:30

山田 結稀 (明治大学大学院法学研究科博士後期課程)

「サプライチェーン・デューデリジェンス法と内部統制」

報告2 ~17:00

小宮 靖毅 (所員)

「株主代表訴訟(147条~148条)と特別検査(142条~146条)」